吉野川流域市町村長の意見を聴く会 運営規約

(趣旨)

第1条 吉野川水系河川整備計画を策定するにあたり、「吉野川の河川整備(直轄管理区間)」(ただし、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く。)に関して、関係する市町村長が意見交換を行うとともに、それぞれの立場から、四国地方整備局長(以下「局長」という。)に対して必要な意見を述べるため、吉野川の流域ごとに区分された吉野川流域市町村長の意見を聴く会(上流域)、吉野川流域市町村長の意見を聴く会(中流域)及び吉野川流域市町村長の意見を聴く会(下流域)(以下「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」という。)を四国地方整備局に置く。

(構成)

第2条 吉野川流域市町村長の意見を聴く会は、別表-1の左覧に揚げる会ごとに、それぞれ右覧に掲げる市町村長をもって構成する。

(事務局)

- 第3条 吉野川流域市町村長の意見を聴く会の事務局は、四国地方整備局に置く。
- 2 事務局員は、別表-2左欄に掲げる部署に属する職員のうち、それ ぞれ当該右欄に掲げるものをもって充てるものとする。
- 3 事務局は、議事を進行し、吉野川流域市町村長の意見を聴く会の 運営に係る庶務を処理する。
- 4 事務局は、吉野川流域市町村長の意見を聴く会の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。
 - 一 吉野川流域市町村長の意見を聴く会の秩序を乱した者
 - 二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(吉野川流域市町村長の意見を聴く会の開催)

第4条 吉野川流域市町村長の意見を聴く会は、局長が開催する。

(情報公開)

第5条 吉野川流域市町村長の意見を聴く会は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるほか、吉野川流域市町村長の意見を聴く会 の運営に関し必要な事項について、局長が、関係する市町村長の意 見を聴き定める。

(附則)

この規約は、平成18年6月20日から施行する。

〈別表-1〉

会	市町村長
吉野川流域市町村長の意見を聴く会(上流域)	新居浜市長 四国中央市長 本山町長 大豊町長 土佐町長 大川村長 いの町長
吉野川流域市町村長の意見 を聴く会(中流域)	美馬市長 三好市長 つるぎ町長 東みよし町長
吉野川流域市町村長の意見を聴く会(下流域)	德門野師 高門野市町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町